

情報提供

那医発第 552 号
令和 8 年 1 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1369 号

令和 8 年 1 月 19 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正についての通知となっております。

令和 7 年 12 月 26 日付け保医発第 1226 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から適用されております。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(令和 7 年 12 月 26 日付け保医発 1226 第 1 号)の別紙 22 ページに掲載されている医療機器が区分 B2 として承認されたこと等によるものとなっております(令和 8 年 1 月 16 日付け沖医発第 1367 号をご参照ください)。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
(令和 8 年 1 月 8 日(日医発第 1621 号)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1621号（保険）
令和8年1月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について

令和7年12月26日付け保医発1226第2号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第8号）の一部が改正され、令和8年1月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和7年12月26日付け保医発1226第1号）の別紙22ページに掲載されている医療機器が区分B2として承認されたこと等によるものです（令和8年1月8日付け日医発第1620号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

（添付資料）

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について（令和7年12月26日付け 保医発1226第2号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官）

保医発 1226 第 2 号
令和 7 年 12 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

1 Iの3の150(4)アを次のように改める。

ア 以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。

- a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎(変形性膝関節症を除く。)で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm^2 以上の軟骨欠損部位を有する患者
- b 変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が 2 cm^2 以上の軟骨欠損部位を有する患者

2 Iの3の150(4)ウb iiを次のように改める。

- ii 外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項

3 Iの3の150(4)エの次に次を加える。

オ ヒト自家移植組織(自家培養軟骨)を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト(自己)軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守すること。

(別添参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略） 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～149 （略） 150 ヒト自家移植組織 (1)～(3)（略） (4) 自家培養軟骨 ア 以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。 <u>a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm² 以上の軟骨欠損部位を有する患者</u> <u>b 変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が 2 cm² 以上の軟骨欠損部位を有する患者</u> イ （略） ウ 以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。 a （略） b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。 i （略）	I 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略） 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～149 （略） 150 ヒト自家移植組織 (1)～(3)（略） (4) 自家培養軟骨 ア 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm ² 以上の軟骨欠損部位に使用する場合にのみ算定できる。 (新設) イ （略） ウ 以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。 a （略） b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。 i （略）

ii <u>外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項</u> iii～viii (略) エ (略) オ <u>ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト（自己）軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守すること。</u> (5)～(8) (略) 152～237 (略) 4～6 (略) II～IV (略)	ii 変形性膝関節症との鑑別点に関する事項 iii～viii (略) エ (略) (新設) (5)～(8) (略) 152～237 (略) 4～6 (略) II～IV (略)
---	---